

自治体向けFAQ第17版 【新規問】

No.	事項	問	答
55-2	応諾義務	<p>平成27年1月29日付事務連絡「保育所や認定こども園等を現に利用している児童の取扱いについて」において、認可外保育施設が認可された場合に、市町村は、現在利用している施設を継続的に利用することに配慮することが望ましい旨の記載があるが、この事務連絡はあくまでも新制度移行による混乱を避けるためのものであるという理解でよいでしょうか。</p>	<p>本事務連絡は、新制度施行に際し、保育認定子どもについては市町村による利用調整を経て利用が決定されることに伴い、現在保育所等を利用している子どもに対して継続利用の保障を求める趣旨のものです。 しかし、認可外保育施設が認可保育所に移行する場合等において、現在利用している施設を継続的に利用することへの配慮は新制度施行後においても必要となることから、本事務連絡は新制度施行時に限定した取扱いを示したものではありません。 とはいえ、いかなる場合でも継続利用を「保障」することを求めているものではなく、最終的には市町村の判断により、待機児童等の状況を勘案し、取扱いを決定することとなります。</p>
101-2	利用定員設定の際の 手続き	<p>第8次分権一括法に係る子ども・子育て支援法の改正により、同法第31条第3項の規定による利用定員の設定・変更時の市町村長から都道府県知事への「協議」が事後「届出」に変更されました。 他方、私立幼稚園について認可定員を超えた利用定員の設定を可能とする例外的な取扱いは、都道府県知事への事前協議を前提としています（「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日3府省通知）第3の1(2)エ）。このため、私立幼稚園については、引き続き一般的に利用定員の設定・変更にあたって都道府県知事への事前協議を必要としてよいでしょうか。</p>	<p>左記の取扱いの運用を可能とするために、「私立幼稚園については、市町村が例外的に認可定員を超えて利用定員を設定・変更しようとする場合には都道府県との事前協議を行う」といった取扱いをすることは差し支えありません。 他方、一般的に「私立幼稚園については必ず事前協議を必要とする」といった取扱いをすることは、地方分権の提案を踏まえた法改正の趣旨に沿わず、望ましくありません。</p>
103-2	利用定員の変更	<p>事業者からの利用定員の減少の届出を受理せず利用定員の減少を認めないことは可能ですか。 また、利用定員の減少の届出がされた後に、実際の利用者数が利用定員を上回っている場合、利用定員を見直す必要はないのでしょうか。</p>	<p>利用定員の減少は、法第35条第2項又は第47条第2項の規定により事業者の届出で足りるものであるため、市町村は、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることはできません。 他方、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき教育・保育の提供を行うこととされており、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日3府省通知）第3の1(2)アにおいて、「市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要がある」とこととされていることから、事業者は、利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当です。 その上で、当該利用定員の減少が保育士・幼稚園教諭等の確保が困難である等の理由によるものであれば、都道府県・市町村は、事業者に対して保育士・幼稚園教諭等の確保を支援することが適当です。 また、利用定員の減少の届出がされた後であっても、上述の通知第3の1(2)オ(イ)のとおり、恒常的に実際の利用者数が当該利用定員を恒常的に上回っているときは、市町村及び事業者は、利用定員を適切に見直し、法第32条又は第44条の規定による確認の変更を行う必要があります。</p>
150-2	階層区分	<p>両親の一方が、遠方や海外で勤務しており、仕送りや養育費等を送っていない場合については、その親は利用者負担額の算定に係る保護者には当たらないのでしょうか。</p>	<p>青年に達しない子は、父母の親権に服し（民法第818条第1項）、親権を行う者は、子の監護をする義務を負っている（同法第820条）ことから、行方不明、受刑、疾病等の理由により「父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う」（同法第818条第3項）こととならない限り、父母は原則として「子どもを現に監護する者」であり、子ども・子育て支援法第6条第2項の「保護者」に当たるといえます。 そのため、婚姻関係の破たんしていない一時的な別居、単身赴任、養育費の不払い等の事情のみで、「保護者」に当たらなくなるわけではありませんが、最終的には、どの程度子の監護を行っているか（関わっているか）という点を確認し、各家庭の御事情を十分踏まえたうえで、御判断ください。</p>

No.	事項	問	答
150-3	みなし寡婦	前年(4月～8月については前々年)の12月31日時点において未婚のひとり親であれば、申請時点で未婚のひとり親でない場合であっても特例の対象となるか。	前年(4月～8月については前々年)の12月31日時点及び申請日現在において、未婚のひとり親である必要があります。
150-4	みなし寡婦	特例の適用を行うためには、対象者からの申請が必要となるか。	申請が必要となります。市町村においては対象者を網羅的に把握しきれない可能性がありますので、対象者が適切に申請できるよう、市町村のホームページや広報紙への掲載、案内文書の配布等により、できるだけ広く周知広報を行っていただくことが望ましいです。 また、市町村において、特例の対象者を把握した場合には、個別に案内を行っていただくことが望ましいです。
150-5	みなし寡婦	特例の対象者であることの確認はどのように行うのか。	申請書と併せて、以下の書類により確認することを想定しております。 ①申請者の戸籍全部事項証明書 過去及び現在において婚姻をしていないことを確認します。 ※外国籍の方の場合は、婚姻をしていないことを証明する書類(婚姻要件具備証明書、独身証明書等) ②申請者及び子の属する世帯全員の住民票 届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合(いわゆる事実婚)に該当しないことを確認します。 住民票上、母(父)子以外に、「同居人」、「夫(未届)」又は「妻(未届)」がいる等、事実婚について疑義が持たれるケースについては、必要に応じて聞き取り調査を行う等、事実関係の確認を行ってください。 ③申請者の所得証明書(合計所得金額が分かるもの) 申請者の合計所得金額が、寡婦等とみなした場合に市町村民税非課税となる125万円以下であるかどうかについて確認します。 ④生計を一にする子の所得証明書(総所得金額等が分かるもの) 扶養親族ではない生計を一にする子について、総所得金額等が38万円以下であることを確認します。
150-6	みなし寡婦	特例の申請時点より前から未婚のひとり親であった場合には、遡って特例の適用を行うか。	税の更生と同様、申請のあった月の翌月*から適用し、遡及しない取扱いとします。 なお、市町村の判断で、遡及して適用する取扱いをすることを妨げませんが、国の給付額の遡及は行いません。 *本特例は平成30年9月1日から適用されていることに鑑み、市町村の事務手続上問題がない場合は、平成30年9月分については、月途中の申請であっても、当月分から適用し、国の給付額の対象としていただいで構いません。
150-7	みなし寡婦	特例の適用後に状況が変わり、未婚のひとり親でなくなった場合には、いつ時点から特例の適用対象外となるのか。	税法上の寡婦等でなくなった場合と同様に、未婚のひとり親でなくなった日以降の最初の9月(利用者負担額の切り替え月)より特例の適用対象外となります。
150-8	みなし寡婦	特例を適用した場合に、市町村民税はどのような計算を行うのか。	①合計所得金額が125万円以下の場合 市町村民税所得割及び均等割が非課税(0円)となります。 ②合計所得金額が125万円を超える場合 以下の計算により寡婦控除のみなし適用を行います。 「利用者負担の算定の基礎となる所得割額－寡婦(寡夫)控除額×6%*」 *市町村独自の減免措置等により税率が6%でない場合は、当該市町村の税率により計算してください。

No.	事項	問	答
150-9	みなし寡婦	寡婦控除のみなし適用をした場合に、当該控除に伴う調整控除も適用させる必要があるか。	本特例は、あくまでも特例措置であり、市町村事務が煩雑となることを避ける観点から、適用しない取扱いとします。なお、市町村が独自で調整控除を適用する取扱いをすることは妨げませんが、調整控除の適用により利用者負担上限額の階層が変わった場合は市町村の独自減免の取扱いとなるのでご注意ください。
150-10	税源移譲	税源移譲後の新税率により算定した市町村民税所得割に6/8を乗じた額をもとに利用者負担を決定することも可能か。	算定に当たっては、一定の事務負担の発生が見込まれるため、運用上、そのような取扱いを可能とします。その場合、近似値での算定となることにご留意ください。
150-11	税源移譲	運用上の算定により市町村民税所得割に6/8を乗じた場合の端数処理はどのように行うのか。	できる限り近似値での算定となるよう、端数処理は行わずに利用者負担を決定してください。
150-12	税源移譲	市町村独自の減税措置等により、市町村民税率が税源移譲前後でそれぞれ6%や8%ではない場合についても、運用上、税源移譲後の新税率により算定した市町村民税所得割に6/8を乗じる取扱いとなるのか。	税源移譲前の旧税額になるよう、新税率により計算された市町村民税所得割に適切な割合を乗じてください。例えば、税源移譲前の税率が5.7%、税源移譲後の税率が7.7%である場合には、5.7/7.7を乗じてください。
150-13	税源移譲	税源移譲前の税情報について、情報連携を行うことにより確認することはできますか。	運用により近似値での算定が可能であるため、情報連携により確認することはできません。

自治体向けFAQ第17版 【修正問】

No.	事項	問	答
58	就学猶予・免除者の認定	学校教育法第18条の規定により、小学校の就学義務を猶予又は免除された児童が幼稚園特定教育・保育施設を利用する場合、1号支給認定を受け、施設型給付の対象となることは可能でしょうか。	可能です。なお、ご指摘の児童1号認定子どもについては、幼稚園就園奨励費においても対象となっています。
81	確認 (利用定員設定の際の 手続き)	確認対象施設の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議し届け出なければならないとされていますが、個々の事業者から確認申請があった場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に協議し届け出なければならないのでしょうか。また、みなし確認対象施設については、こうした手続きは省略できないのでしょうか。	確認対象施設の利用定員については、あくまで個々の施設の利用定員の設定について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議届出をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議届出をするなどその運用については、各自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいても差し支えありません。また、みなし確認対象施設については、現状のまま新制度の対象とすることとして確認に係る判断や手続きを不要とした趣旨にかんがみ、必要最低限の手続きとして都道府県知事への協議届け出をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議するなどその運用については、各自治体は必要とする一方、地方版子ども・子育て会議への意見聴取は市町村の判断に委ねています。 ※地域型保育事業については、都道府県知事への協議届出は不要。
99	利用定員の設定方法	利用定員の設定に当たって、施設・事業者の意向は考慮されるのでしょうか。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、設定に当たっての基準はありますか。	利用定員の設定(1号～3号の認定区分、3号の年齢区分ごとの定員設定を含む。)は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行うことになります。 その際、市町村においては、施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していただくことが必要です。 利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要ですが、具体的な人数設定に関する全国一律の基準を設けるものではありません。 子ども・子育て支援法施行規則では、みなし確認を受ける施設・事業については、過去3年間の利用実績の提出を求めることとしており、当該実績を参考にいただくことが考えられるほか、定員増の認可申請・届出や認定こども園の認可・認定の申請などの予定があれば、そうした事情も反映していただくことが適切です。 なお、利用定員の設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴くとともに、都道府県への協議届出が必要になります(みなし確認を受ける施設・事業については、省令上の義務としては都道府県への協議のみで可)。 また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、認可定員を利用定員に合わせて減少させる手続を求めるものではありません。

No.	事項	問	答
101	利用定員設定の際の 手続き	<p>確認対象施設の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議し届け出なければならないとされていますが、個々の事業者から確認申請があった場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に協議し届け出なければならないのでしょうか。また、みなし確認対象施設については、こうした手続きは省略できないのでしょうか。</p>	<p>確認対象施設の利用定員については、あくまで個々の施設の利用定員の設定について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議届出をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議届出をするなどその運用については、各自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいで差し支えありません。また、みなし確認対象施設については、現状のまま新制度の対象とすることとして確認に係る判断や手続きを不要とした趣旨にかんがみ、必要最低限の手続きとして都道府県知事への協議届出をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議するなどその運用については、各自治体は必要とする一方、地方版子ども・子育て会議への意見聴取は市町村の判断に委ねています。 ※地域型保育事業については、都道府県知事への協議届出は不要。</p>
104	利用定員変更の際の 手続き	<p>確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合にも、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議し届け出なければならないのでしょうか。</p>	<p>確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が利用定員を増加・減少させる場合は都道府県知事への協議届出が必要となります。また、定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。 なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。</p>
189	応諾義務	<p>公立幼稚園や公立保育所を設置する市町村は、公立幼稚園や公立保育所に係る施設型給付の額を定めることとなりますが、私立幼稚園や私立保育所と同じにしなければならないのでしょうか。</p>	<p>公立幼稚園や公立保育所の施設型給付額については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等第16条のとおり、特例として、最終的には、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村が定めることとなりますが、国の公定価格の基準、各施設での現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割、意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。また、施設型給付の額を設定した場合、明示する必要があります。 なお、新制度における公立施設の地方財政措置のあり方については、従前の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の向上」に伴う所要額や、財源確保の状況などを踏まえ、設定しています。</p>